

住民基本台帳事務における 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

1 特定個人情報保護評価の再実施

- ・マイナンバー制度の開始に当たり、本市では平成27年3月に、法令の規定により住民基本台帳事務に関する事務に係る特定個人情報保護評価（以下、「評価」という。）を実施し、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下、「評価書」という。）を作成しました。
- ・この評価は、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、直近の公表日から5年を経過する前には、個人情報の保護に関する情報技術の進歩や社会情勢の変化を考慮し、再評価を実施するよう努めることとされています。
- ・今回の再評価は、平成29年10月の前回の再評価から5年を経過するため、実施するものです。

2 評価の実施手順

- ・評価は、個人情報保護委員会（国の3条委員会）規則に定められた評価基準に基づき、特定個人情報ファイルを利用する事務ごとに実施します。
- ・30万件を超える特定個人情報ファイルを保有することが見込まれる事務は、評価書を作成します。
- ・評価書に記載する特定個人情報保護等の内容を公表して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言し、市民の皆様のご意見を募集します（パブリックコメント）。
- ・市民の皆様のご意見を反映した評価書を、さらに堺市個人情報保護審議会で点検を受け、評価書は完成し、評価書を個人情報保護委員会へ提出・市HPへ掲載し公表することで、評価の完了となります。

3 評価書の修正内容

- ・全記載事項を確認の結果、本市の組織改正に伴う特定個人情報の移転に係る内容を修正しています。

4 評価実施後の再評価等

情報セキュリティにかかる重要な変更など特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、再評価を実施します。

また、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、5年ごとに再評価を実施します。